

現代社会政策論の視座と対象

三 好 正 巳

一 資本主義的蓄積と貧困

二 労働者主体

三 国家と労働者階級

一 資本主義的蓄積と貧困

現在においても、なお、資本主義にとって、貧困は、解決不可能なもつとも基本的な社会問題である。すなわち、団体交渉制度と社会保障・社会福祉制度をもってしても、ただ、貧困が露呈する過程の錯綜した状況をもたらすだけで、貧困そのものの解決にたいしては、直接的機能はもちあわせない。しかし、団体交渉制度と社会保障・社会福祉制度によって形成される社会的機構は、その機構それ自体ではなく、その社会的機構において表現された権利の内容によって、所有と労働の分離をもたらす社会的関係が制肘されるかぎり、貧困解決の間接的機能が示される。そして、この間接的機能こそ、制度民主化の歴史的意義を規定するものにほかならない。

ところで、資本主義は、自らの仕組の中に、貧困を生み続ける条件をもっている。たとえば、失業こそは何にままして貧困をもたらす最大の条件である。資本主義の貧困は、それ以前の社会形態での貧困とは違って、プロ

現代社会政策論の視座と対象（三好）

三五（六六九）

レタリアートにとつて、階級全体としては生存が保障されてはいても、個々人としてはなんら生存の保証がない（¹）ということにこそ、資本主義社会の貧困の歴史的内容をみるべきであらう。市民社会の一員として承認されているプロレタリアにしても、個々人の生存権を主張し、これを法認させることは、ブルジョアが自らの階級の生存条件としてプロレタリア階級全体に生存を保証せざるをえないことから短絡して導きだすことはできない。⁽²⁾ プロレタリア個々人の生存権として法認させることは、資本主義社会において、プロレタリア階級全体としての生存の保証がブルジョアジーにとつて自らの階級の生存条件であることが手がかりとなる。それゆえ、プロレタリア個々人についての生存の保証は、つねに団結権の法認を媒介とせざるをえない。この点にこそ、今日、「安定」的労資関係の危機に際して、団結権と市民的権利との間の乖離と対抗が生まれもする遠因がある。他方で、プロレタリア個々人の生存の保証が、団結権を媒介にせざるをえないことは、労働者主体の側からすれば、全面的解放の論理をもつことである。すなわち、賃労働は資本の条件であるが、「賃労働はもっぱら労働者相互の競争に」とついで成立する」（K・マルクス・F・エンゲルス『共産党宣言』国民文庫版、四三頁）のであって、この「労働者相互の競争」の克服なしにプロレタリア個々人の生存の保証はありえない。さらに、「ブルジョアジーがいやおうなしにその担い手となっている工業の進歩は、競争による労働者の孤立のかわりに結合による彼らの革命的団結をつくりだす」（同上、四三頁）ことによつて、団結権と生存権との連関は労働者にとつて明白であり、そこに階級として存在する根拠が示される。労働者にとつての、この団結権と生存権との連関は、ブルジョア社会の組成からすれば、経済関係における自由を労働者がどれほど享受しうるかということの意味する。そして、この享受しうる自由における制約こそ、労働者における私人と公人との分裂を規定するブルジョア社会の組成に根ざすも

のであって、それゆえに、ブルジョア社会では、労働者にとって団結権と生存権との連関は、私人と公人の分裂のもとで複雑な過程としてあらわれざるをえない。今日の、団結権と市民的権利との乖離と対抗も、過程のこの複雑さを示すものである。同時に、この乖離と対抗との克服は、ブルジョア社会の、その組成のもとにおける一定の変化によってのみ可能であることを意味するものである。

(1) F・エンゲルスは、プロレタリアを奴隷と対比するなかで、「個々のプロレタリアは、いわばブルジョア階級全体の財産であって、ブルジョアのだからがプロレタリアの労働〔力〕を必要とするときにだけ労働〔力〕を買いとられるので、「個々人としては」なんら生存の保証はない。この生存は、ただプロレタリア階級全体に保証されているだけである（傍点は、原典、以後とくにことわらないかぎり同じ）」（『共産主義の原理』、前掲『共産党宣言』、八二頁）という。奴隷にしろ、農奴にしろ、個々人として生存がともかく保証されているのに、プロレタリアには個々人としての保証がない。この点に、資本主義の貧困の歴史的 성격が示されているとすべきである。

(2) 大河内一男氏が、「総体としての資本の『労働力』に対する経済的要請」（『社会政策（総論）』―新訂―、有斐閣、一九五二年、九八頁）にもとづき、「資本制経済の内的必然性」（同上、九八頁）としてとらえられても、「資本制産業の存立にとって不可欠の生産要素」（同上、九二頁）というだけでは、個々人としての生存の保証がないというプロレタリアの存在の特質は理解されないであろう。そして、大河内氏のこの理解が、せつかく近代国家の「市民的秩序」を意識しながらも、労働組合法を中心とする社会政策の諸措置を、「この段階での生産要素たる『労働力』の社会的文化的要求をみたし、かくしてその階級全体としての再生産を可能ならしめるための総資本にとっての政策」（同上、九八頁）として、「市民的秩序」のもとにはめこんでしまう。その結果、ブルジョア社会の組成にもとづき労働者主体の側におこる問題を欠落させ、ひいては、社会構成体の移行の論理を外部に放てきすることになる。こうして、大河内氏は、生存権と団結権との連関が、ブルジョア社会の組成によってもたらされる複雑な過程とそこでの権利が、ブルジョア社会の組成における「近代性」としてしか把握しえなくする。すなわち、労働関係の比較史的検討によって「近代性」の基準が明らかにされる以上には作業は進行しえなくなる。しかし、この作業領域は、第二次

大戦中までは、逆に抵抗の基準を明白にしうるかに見えるが、それが実は抵抗の歴史的基準とはなりえなかつたことは、戦後の社会政策論争の初発において批判されたとおりである。

ブルジョア社会で、プロレタリア個人々の生存が保証されないということは、「ブルジョアジーには、もうこれ以上社会の支配階級としてとどまり、自分の階級の生存条件を規制的な法則として社会に強制する能力がなくなった」（前掲「共産党宣言」、四三頁）ことと、「社会は、もはやブルジョアジーのもとでは生きてゆくことができなない。すなわち、ブルジョアジーの生存は、もはや社会とあいられない」（同上、四三頁）ようになったことを表白するものである。つまり、生存の保証という観点は、貧困が、所有と労働の分離をもたらし固定するところの社会的関係に発することを暴露する上で必要な観点である。

ところで、ブルジョア社会の貧困は、「市民社会」（bürgerlichen Gesellschaft）を前提し、そこで成立する資本を資本として定在させる過程においてとらえられるべきである。ここにおいて、貧困の問題は経済学の領域に移ることになるが、この領域で明らかにされることは、結論からいえば、所有と労働の分離が外観的には両者の同一性から出発した法則の帰結となるということであつて、「生きた労働と対象化された労働との交換、すなわち社会的労働を資本と賃労働の対立という形態で措定すること」（K・マルクス、高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』Ⅲ、大月書店、一九六一年、六五三頁）は、やがて資本主義生産の発展にともなつて、価値関係と価値に立脚する生産過程における「窮迫性と対抗性」（同上、六五四頁）を露呈させる形での直接的物質的生産過程へと移行することを明らかにするものである。それゆえ、この生産過程の「窮迫性と対抗性」にたいして主張される労働者の生存の保証の要求は、それが所有と労働の分離の止揚という内容をもつものである以上、私的所有の廃棄の主張にはか

ならない。また、貧困の消滅が私的所有の廃棄であるということは、本源的所有の派生的所有への転回を、したがって価値として対象化された労働のもとにおける矛盾（＝価値法則）を、その発展においてとらえるために、労働という概念を媒介にして生存の保証、その法認としての生存権をとらえる必要がある。⁽³⁾プロレタリア個々人の生存の保証は、労働を媒介にするかぎりでは労働の権利ときに労働の義務として法認される。その場合、ブルジョア社会の貧困がプロレタリアートばかりか、農民や中小零細業者などを広範にまき込むことから、貧困の原因は意図など個人的事由で片づけられる。それゆえ、生存の保証は、「市民社会」の論理からは生じようがなく、天界の論理からのみ生ずることになる。しかし、資本の生産過程における「窮迫性と対抗性」は、団結権を媒介にして生存権の論理を表白することになるが、同時に、ブルジョア社会の組成は、生存権が団結権を媒介にせざるをえないことのもつとで、一定の社会的条件のもとで、「労働者の市民的自由と労働基本権との関連」（片岡昇「労働基本権と市民的自由——総論的考察——」日本労働法学会誌四七号、『労働基本権と市民的自由』総合労働研究所、一九七六年、二二頁）を問題化することになった。⁽⁴⁾

(3) 現行憲法のもとでは、伝統的な基本権のカテゴリーに属する一連の自由権とともに、それとは独自の新たな基本権概念としての生存権（二五条）、およびそれを基礎とした教育を受ける権利（二六条）、労働基本権（二七条・二八条）を保障しているが、こうした法制上の根拠によって、労働基本権を市民的自由と対置する理解を生じさせるという（前掲、片岡「労働基本権と市民的自由——総論的考察——」、六頁）。

(4) 片岡昇氏は、労働基本権は市民的自由と性質を異にする権利としながらも、両者は全面的な対立関係にあるものではなく、主として労働基本権と財産的自由とが対立的関係にあるとされる（『労働法の基礎理論』日本評論社、一九七四年、第三章第一節参照）。こうした理解から、労働基本権と市民的自由との相関の発展につれて、「財産的自由を中核とした市民的自由秩序の内部構造に重大な変化が生ずる」（前掲、片岡「労働基本権と市民的自由——総論的考

察——」(二六頁)と指摘される。この指摘は、社会構成体の移行の論理を予想させる点では重要な内容をもっている。しかし、「市民的自由秩序の内部構造」の変化の現実過程を明らかにするには、ブルジョア社会の組成について厳密な論理を組み立てる必要がある。たとえば、労働基本権と財産的自由との「対立的関係」についても、その関係成立の過程を説ききらなければならないであろう。

さて、ブルジョア社会の貧困は、現代資本主義のもとでは、その独自の社会的機構に規定された形態で顕在的に、ときには潜在的に存在する。すなわち、現代資本主義の国家独占的諸装置によって形成された機構のもとで、労働者階級の状態について、たとえば、消費の強制によって拡張され、不安定雇用のもとで多就業家族化されたなかでの生活構造において、大都市、住居、不衛生など肉体的状態に影響する要因および教育、労働強制など知的・道徳的状态にたいする影響要因は、屈折した形態をとりながらも、なお、基本的には貫徹しているというべきである。マルクスは、富の蓄積の対極で、「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落」(K・マルクス『資本論』岩波文庫、第四分冊、一四九頁)の蓄積について指摘したが、物的窮迫としての貧困は、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落などの諸結果を伴って進行するものとされている。しかし、貧困それ自体としては、食生活については栄養摂取状況が、住宅についてはその環境状況が指標とされている。物質的窮迫におけるこれらの指標は、現代資本主義における食生活、住生活の、貧困な状態を曲折したもとで暴露することになお有効であろう。貧困は、国家独占的規制の諸装置とそれが形成する制度的機構のもとでは、この社会的機構が独占利潤を希求する本性からして、貧困の阻止の手がかりをあたえながら、なおその手がかりとしての脆弱さをもたざるをえないところに、貧困の今日の特徴を見ることができるといえる。そして、国家独占資本主義のこれら諸装置自体の破綻とそれと深くかかわって進行する社会的危機⁽⁶⁾において、ブルジョア社会の貧困は、その姿をあらわして

く。

(5) 過剰蓄積と国家資本の減価は、国家独占資本主義で重要な内容をもっている（『ソ連邦科学アカデミー、世界経済・国際関係研究所編、国際関係研究所訳『現代独占資本主義の政治経済学』上巻、協同産業出版、一九七二年、第三篇第一章、フランス共産党中央委員会・『エコノミ・ユ・ポリティク』誌、大島雄一他訳『国家独占資本主義』上巻、新日本出版社、一九七四年、第一章第一節など）。とくに、資本の過剰蓄積が長期にわたって国家独占資本主義の枠内で進行していることが、国家独占資本主義の危機の今日的特殊性として把握される（P・ボツカラ「国家独占資本主義の危機について」金田重喜編訳『フランス経済と共同政府綱領』大月書店、一九七四年、所収）。

ここで、ことわっておかなければならないことは、団結権を媒介にして労働者個々人の生存の保証を説くことは、生存権を労働権としてとらえなおさねばならないというブルジョア社会の歴史的 성격に由来するのであって、「法曹社会主義」(Juristen-Sozialismus)とは無縁のものである。すなわち、資本主義的生産における労働の領有法則の転回つまり所有と労働の分離、そのもとでの「非資本そのものとして措定された労働」（前掲『経済学批判要綱』Ⅱ、一九五九年、二二五頁）における貧困としてこそ、プロレタリアの生存が階級としては保証されても個々人としては保証されないという歴史的 성격が明らかにされうる。しかも、この貧困が歴史的なものとして克服される論理は、同時に「非資本そのものとして措定された労働」の規定の内になければならない。ところで、「非資本そのものとして措定された労働」は、「否定的に把握された非対象化労働」と「肯定的に把握された非対象化労働」（同上、二二五頁）との二重性でとらえられることで、はじめて厳密な規定性をあたえられることになる。この規定性において、「否定的に把握された非対象化労働」Ⅱ「あらゆる労働手段を労働対象、その全客体性から切りはなされた労働」、「あらゆる客体性を欠いた純粋に主体的な労働」として「絶対的貧困」と

しての労働。あるいはまた、「存在している唯一の非価値として、したがってまた媒介なしに存在する純粹に對象的な使用価値として、この對象性は、人間から切りはなされていない對象性……その對象性は純粹に直接的であることによって、同じくまた直接的に非對象性なのである」。「肯定的に把握された非對象化労働」||「非価値、すなわちみずからに關係づける否定性、それは非對象化の、したがって非對象的な、すなわち主体的な、労働の存在そのものである。對象としてではなく、活動としての、それ自体価値としてではなく、価値の生きた源泉としての労働」、「一般的可能性としての、一般的富」。労働が資本の対立物として、資本によって前提されるときに、他方で資本を前提とする労働は、労働のこの關係に規定されて、「一方では對象としての、絶對的貧困であり、他方では主体として、活動としての富の一般的可能性」という労働の二重性がでてくる。もちろん、ここでとらえた労働は、「資本として措定された貨幣」に對立する「唯一の使用価値」として「労働そのものの、對象的労働」である。⁽⁷⁾このように措定された労働は、資本との交換において、その交換關係のもとで所有と労働の分離を結果する。労働のかの二重性は、資本と労働(力)との交換關係において、所有と労働との分離としてあらわれる。ブルジョア社会の貧困を、資本と労働(力)のこのような交換關係の内にとらえるとするれば、もちろん、貧困は所有と労働の分離という抽象的段階ではなく、より具体的には、資本蓄積によって階級關係が再生産される過程で労働者の物的窮迫としてあらわれるゆえ、労働権は労働の二重性という歴史的規定性にもとづき、その展開によって物的窮迫を克服すべく所有權に對抗し修正をせまるものとして、生存權の具体的内容となりうる。しかしなお、労働権が国家法にたいする權利として確定(=法認)される過程は、ブルジョア社会の組成にかかわって政治過程として追求されなければならない。しかも、この政治過程において、労働権は自らを関与す

る法・制度に対抗するかぎりでのみ表現しうるがゆえに、労働権と生存権とは、政治過程において具体的な法・制度の構造とかわかって、その相互の関係を表白することになる。たとえば、労資関係制度における労働基本権、社会保障制度における生存権の主張のごとくである。

(6) A・メンガーの『労働全収権史論』(A. Menger: Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Darstellung, Stuttgart 1886.)の「法曹社会主義」については、エンゲルス「カウツキーの反批判」[法曹社会主義]が(『ノイエ・ツァイト』一八八七年第二号所載)がある。エンゲルス「カウツキーは、この論稿の中で、マルクスの「プロレタリアートの革命的要求を要約した最初のまづい定式」という言葉を引用して、「労働権は暫定要求にすぎない」と結論している(『マル・エン選集』第一七巻、大月書店、三一九頁)。労働権が「暫定要求」にすぎないのは、ブルジョア社会における労働の歴史的规定に対抗しその修正をせまるものでありながらも、ブルジョア社会の組成からの帰結として、労働権が法認される政治過程は、資本主義的所有の、したがって私的所有の廃棄にたいしては常に間接的表現でしかないということにはかならない。

(7) 前掲『経済学批判要綱』Ⅱ、二一四頁以降、Ⅲ、資本にかんする章(ノートⅡ—第一編——資本の生産過程〔領有法則の転回〕の項参照。

領有法則の弁証法的展開は、資本概念の完成において終結する。マルクスは、資本概念を三つの契機でとらえた。その「第一の契機は、流通に由来し、また流通を前提とするものとして、価値から出発した。それは資本の単純な概念、すなわち直接に資本になることをめざしつつづけていく貨幣」、「第二の契機は、生産の前提であるとともにその結果でもある資本から出発した」、「第三の契機は、資本を流通と生産との一定の統一として措置する」ものとしてであった(前掲『経済学批判要綱』Ⅱ、二四〇頁)。この最後の契機にまでいたって、領有法則の展開は終結し、所有と労働は分離し、「いまやそれらのものの同一性から出発した法則の帰結として現われる」(同

上、三九三頁）ものとしての論証も終結する。しかし、ここでは、その全面的論証を展開する必要はない。もし、全面的展開をなそうとすれば、『資本論』の全展開に即して価値法則の貫徹を追求することになる。いま、論証を必要としているのは、商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転回であり、したがって、資本の蓄積過程をとりあげて、商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転回によって、資本家と労働者のあいだの交換が、実はその内容において、資本家がたえず等価なしに取得するすべに対象化された他人の労働の一部を、くりかえしそれよりも多くの生きた他人労働と取りかえるということを明らかにする。しかも、このような内容をもった関係を、不断の更新のなかでとらえ、各社会階級のあいだの関係をあいだの関係としてとらえるかぎり、商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転回が明らかにされる。しかし、資本の蓄積過程が各社会階級のあいだの関係を再生産するとき、階級として生存を保障される労働者が個々人として生存を保障されないということは、資本主義的蓄積の「敵対的性格」（前掲『資本論』第四分冊、一四九頁）の内に示される。ブルジョア社会の貧困が資本主義的蓄積過程の問題として把握されることの内容は、まさに以上のことの中にある。

ブルジョア社会の貧困を、資本の蓄積過程においてとらえるのは、以上の意味にかぎるものでもない。もう一つの意味は、資本の蓄積過程でとらえることによって、その超克の道筋を明らかにすることである。すなわち、資本主義的所有が完成すれば、「労働の更にそれ以上の社会化、及び土地その他の生産手段の、社会的に利用される、したがって共同的な生産手段への更にそれ以上の転化、したがって私有者の更にそれ以上の収奪は、一つの新たな形態をとる」（同上、三四八頁）。諸資本の集中として現われるこの収奪こそ、資本主義的蓄積の「敵対的性格」にとって、プロレタリアートの増大とその組織化を進め、貧困を克服する主体を形成し成熟させる。も

もちろん、資本主義的外被を破り、資本主義的私有を終らせることよつてのみ、ブルジョア社会の貧困は最終的に解決するわけだが、労働者階級の主体的形成と成熟とは、資本の蓄積過程において現われる貧困そのものたしいし、ブルジョア社会の組成が規定する主体の在り様とかかわつてこれに反作用する。ブルジョア社会の貧困へのこの反作用の具体的過程において、労働権は個々の権利の制度的構成物となる。たとえば、団結保障、労働基準保障、雇用保障、社会保障（生活保障）などである。労働権が、それを構成する個々の権利として法認され、またされうるばあい、商品生産の所有法則が基準となる。他方、個々の権利は、「資本主義的蓄積の絶対的一般的法則」の展開にかかわつて、制度的構築物のそれぞれにおいて、団結権とか生存権とかとして主張される。すなわち、「資本の蓄積が一方では労働に対する需要を増すとすれば、それは他方では労働者の『遊離化』によつてその供給を増すのであり、同時に失業者の圧力は就業者にヨリ多くの労働の流動化を強制し、したがつて、ある程度まで労働の供給を労働者の供給から独立させる。この基礎の上における労働の需要供給の法則の運動は、資本の専制を完成する」（同上、一四〇—一頁）。それゆゑに、やがて労働者は「就業者と失業者との計画的協力を組織して、かの資本主義的生産の自然法則が彼らの階級に与える破壊的な諸結果を破碎するか弱めるかしやうとする」（同上、一四二頁）。労働者階級が、労働権をこのような形態で主張するとき、資本の側は、『永遠』にしていわば『神聖』な需要供給法則の侵害を指弾する。したがつて、労働権の法認は、資本の側からすれば賃金・労働条件と雇用・失業との分離を維持する制度のもとでのみ法認しようとする。それとともに、労働権はその法・制度に対抗し照応するものとして主張されることになる。かくて、近代法の成立とともに、その法的構造が労働権の在り様についても規定してくるのである。

二 労働者主体

労働者主体の成立は、「市民社会」の一成員たることに基礎を置いている。「一個の人間として、市民社会の一員としてみとめられている」（前掲『共産主義の原理』、八一頁）ところに、奴隸や農奴と区別されたプロレタリアとしての主体性がある。

しかし、「市民社会」の一成員としてのプロレタリアの主体性は、仮象としての交換関係において成立するかぎりのものに過ぎない。したがって、資本主義社会におけるプロレタリアの主体をとりあげるには、資本主義的所有が完成した後の資本と労働（力）の関係、すなわち賃労働のもとにある労働者を対象としなければならない。資本と労働（力）の関係のもとで、賃労働は「もっぱら労働者相互の競争に基づいて成立する」（前掲『共産党宣言』、四三頁）がゆえに、階級として保障されるのにプロレタリア個々人に対しては生存が保障されない。まさにそのような主体にはかならない。資本と労働（力）の関係のもとで、労働者主体の成熟は、「非資本そのものとして指定された労働」の内容に規定され、この労働の二重性の規定から展開されねばならない。しかし、労働者主体は、資本の蓄積過程において資本の専制下におかれていることによって、常に、組織された階級としてのみ成立しうるものである。プロレタリア個々人としては、「相互の競争」下におかれながら、「ブルジョアジーがいやおうなしにその担い手となっている工業の進歩は、競争による労働者の孤立のかわりに結合による彼らの革命的団結をつくりだす」（前掲『共産党宣言』、四三頁）のである。もちろん、この過程は平坦な過程ではない。資本主義的蓄積において進行する大資本家の数の不断の減少とともに、「窮乏、抑圧、隷属、墮落、搾取の度が増大

するのであるが、また、絶えず膨張しつつ、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され組織される労働者階級の反抗も増大する」(前掲『資本論』第四分冊、三四九頁)過程として現われる。しかし、現実の過程は、ブルジョア社会の組成とかわわって、錯綜した過程となる。それはそれとして、労働者主体は、「市民社会」がブルジョア社会であるかぎりでは、プロレタリア個人としての主体は、仮象の世界(『流通過程』)は別として、階級としてのみ成立し成熟することになる。⁽¹⁾

(1) 「市民社会」では、個人々は、「一定のかざられた人間集団の一員にしていた自然の紐帯その他から解放されて現われる」(前掲『経済学批判要綱』1、一九五八年、五頁)。「市民社会」ではじめて、「種々の形態の社会的連繋は、個人の私的的目的のためのたんなる手段として、外的必然として、個人々人に対立するようになる。だが、このような立場、個別化された個人々の立場を生み出す時代こそ、まさにそれまでのうちでもっとも発展した社会的な(この立場からみて一般的な)諸関係の時代なのである」(同上、六頁)といえる。

ところで、プロレタリアートとは、『共産党宣言』の一八八八年英語版へのエンゲルスの注によれば、「自分の労働力を売るほかない、近代賃金労働者の階級」(前掲『共産党宣言』、二六頁)のことである。このようなプロレタリアートも、「市民社会」の一成員としてみた主体性は、ただ成人男子労働者にたいしてのみしかあたえられていない。なぜなら、機械と大工業の発展の結果、プロレタリアにとっていっさいの家族のきずなは断ち切られ、その妻子がたんなる商品や労働用具に化せられるが、この妻子の労働力の売買は、「全取引そのものが自由な人と人とのあいだの契約という外觀」(前掲『資本論』第三分冊、一四九頁)をすら失っていて、プロレタリアにとって、それはまさに「妻子を売る」(同上、一四八頁)ことでしかないからである。したがって、労働者自身によって、妻子が売られるというかぎりでは、労働者の妻子は、労働者主体としては未成立といわざるをえない。すく

なくとも、労働者主体の成立が、「市民社会」における基準にしたがえば、「資本関係の形式的媒介、すなわち労働者と資本家とのあいだの契約」、「商品交換の基礎の上では、資本家と労働者とが自由な人として、独立の商品所有者として、一方は貨幣及び生産手段の、他方は労働力の所有者として相對する」（同上、一四七頁）という外觀が必要だと確認すれば、この外觀にもとづく労働者の「妻子を売る」という姿態はやがて機械と大工業の出現とともに崩れざる歴史的必然をもっている。機械と大工業の出現によって普及する幼年労働と婦人労働にたいする法的規制は、古い家族制度とともに古い家族関係の崩壊をせまらずにはおかない。すなわち、「工場法が工場工場手工業等における労働を規制する限りでは、この規制は当初はただ資本の搾取権に対する干渉として現われるに過ぎない。これに反して、いわゆる家内労働の規制は、すべて直ちに父権、すなわち近代的に解釈すれば親権に対する直接の侵害として現われる」（同上、三〇六頁）のであって、ここに、大工業によって古い家族制度とそれに対応する家族労働との経済的基礎を崩壊させ、同時に、古い家族関係も崩壊させる。そして、いまや、自らの労働を売るとともに、「妻子を売る」ことにおいてかろうじて父権を維持している。しかし、妻子が、たんなる商品や生産用具となることが進むほど、家族制度やそのもとの家族関係は崩壊しはじめる。しかし、そこでは妻子をふくめて労働者主体としての新しい前進が始まる。古い家族制度を解体させた大工業は、「家事の領域の彼方にある社会的に組織された生産過程において、婦人、男女の若い者と児童に決定的な役割を割当てることによって、家族と両性関係とのヨリ高度な形態のための新しい経済的基礎を創出する」（同上、三〇七頁）のである。そして、この「家族と両性関係」の成熟とともに、労働者主体の成熟も完成するが、もちろん主体の完成それは、私的所有の廃棄をまたねばならない。⁽³⁾ こうして、機械の発達と工場制度の発展において、国家による労

働の規制を契機にして、資本と労働（力）の關係に包摂されるすべてのものにたいし、主体としての成立とその成熟の条件がつくりだされるのである。かつて売られた妻子も、自ら自身の労働力を売るものとして立ちあらわれるにいたる。そしてまた、労働の法的規制によって、資本の支配をある程度まで隠蔽している古い形態と過渡的形態を破壊して資本の直接露骨な支配をもつてかえ、それゆえにこの支配にたいする闘争をも一般化する。小経営と家内労働を破壊し、過剰人口の最後の逃避場を破壊し、従来 of 全社会の「安全弁」をも破壊すること、
「生産過程の物質的条件及び社会的結合と共に、その資本主義的形態の諸矛盾及び敵対關係を成熟させ、したがって、同時に新たな社会の形成要素と古い社会の变革契機とを成熟させる」（同上、三二七頁）のである。

(2) 婦人労働及び児童労働の制限が、成年男子労働者によって資本から奪取されたということと、一産業部門におけるその法的制限が他の産業部門の制限へと波及するということは区別されてとらえられるべきである。

(3) 「共産党宣言」では、資本、私的営利を基礎にしたブルジョアの家族の崩壊、両親が子供を搾取することの廃止、家族教育から社会教育への移行、生産用具にすぎない婦人の地位の廃止、「婦人共有」の廃止など、労働者主体にかかわる問題に言及しているが、これら労働者主体にかかわる問題は、すべて、ブルジョアの生産および所有關係に抵触するものである。したがって、親権の制限、公教育制度の展開、売春の禁止などの表現が、ブルジョアの生産および所有關係の廃止にもつくものでないとしても、なお、それを基礎にして成立するブルジョアの諸制度を制約するがぎり、労働者主体に直接にかかわりをもつてくる。

労働者主体が、ブルジョアの生産と所有關係のもとで、これらの關係によって生ずる結果に対抗するところで成立するとすれば、労働者主体の成熟は、労働権にたいする具体的な保障のための法・制度のもとでのみ秤量されうるものとならう。そこで、労働者主体の成立とその成熟について、これを権利主体としての成立と成熟としてとらえる必要が生じてくる。すなわち、労働権の権利主体としてとらえなおすというのは、「非資本そのもの

として措定された「労働」の二重性の規定が、交換関係の仮象においてのみ人間としての類的存在たりうること、したがって資本と労働（力）の関係の内容においてはそうではないということにおいて、はじめて主体として把握することが可能となる。フォイエルバッハ的「人間学」の否定の上にも、いいかえれば、ブルジョア社会において経済的關係では資本の専制が支配することを見ることこそ、迂遠のようだが結局は主体としての把握が科学的に可能になるということである。ブルジョア社会を前提するとき、労働者主体が成立する場所は、労働権が法・制度的に承認される範囲においてのみである。それゆえに、労働者主体は、ブルジョア社会における現実過程では常に権利主体としてしか存在しえない。もちろん、階級を媒介してのみプロレタリア個人々の主体が成立することはすでに見てきたとおりである。権利主体としてのプロレタリアは、機械装置と大工業の発達によって「労働の均等化または水平化の傾向」（前掲『資本論』第三分冊、一八九頁）が現われ、「年齢及び性の自然的差異」（同上、一八九頁）が主要な差異であるような存在として主体となる。

さて、権利主体として把握された労働者主体を、G・ラートブルフのいう「法における人間⁴」として、さらにいえば労働法的人間像としてとらえるところのようなものとなるかを見ておこう。法的人間像は、「市民社会」において、商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への転回が行なわれる社会関係のもとで成立する仮象である。それゆえ、民法的人間像が、無制限な自由を基礎とする孤立的個体として表象されるとき、この法的人間像にもっとも典型的にブルジョア社会の法的人間像が表白されている。また、このような民法的人間観は、労働・社会政策立法によって修正される。すなわち、「労働法は、民法の抽象的人間把握に対して、人間の観念を事実上存在する現実性に適応させ、かかる人間に対してこの現実性を基礎とした新たな生活秩序を導入する」（前掲『労働

法の基礎理論」、九頁)のである。実は、この民法的人間像と労働法的人間像の対抗こそが、労働・社会政策立法が階級闘争の経過の中でのみ成立するということの政治的意味にほかならない。民法的人間像と労働法的人間像は、一面で前者の后者による変革の過程ないし対立の関係として、他面で労働法的人間像における民法的人間像の具体化ないし拡大発展の関係にあるものといえる。⁽⁵⁾ そうであれば、労働法的人間像において、類的存在への完成の道程が示されることにもなる。そしてまた、そこに形成された法的人間像において、G・ラートブルフのいうがごとく、その社会の法秩序の意思を権利の形で、ときには義務の形で表現することによって、法秩序自身、人間のなかに存在する衝動を明示することになるのである。⁽⁶⁾

(4) G・ラートブルフ、桑田三郎「常盤忠允訳「法における人間」(ラートブルフ著作集)第五卷、東京大学出版会、一九六二年、所収)参照。

(5) 前掲「労働法の基礎理論」、一六一七頁参照。

(6) 前掲「法における人間」、四一五頁参照。ただし、ここでいう人間は抽象的人間である。

労働法的人間像に示される労働者主体は、「階級的連帯意識と階級的従属性を契機とする人間像」(前掲「労働法の基礎理論」、二七頁)、G・ラートブルフによれば「集合人(Kollektivmensch)」(前掲「法における人間」、一一頁)として階級において把握される。⁽⁷⁾ 労働者主体が階級としてとらえられるとき、その社会の法的秩序がこの労働者主体にたいし表示する意思としての権利あるいは義務は、法・制度の総体として統一性において示される。たとえば、ブルジョア社会の組成のもとで成立する労資関係も、この労資関係を組成する法・制度の総体としての統一性のもとで、法秩序自身の意思を権利あるいは義務として示すであろう。S・ウェッブラがいう「産業民主制(industrial democracy)」も、そこに組成された労資関係としては、法秩序自身の意思として表白された「人間」

の衝動にほかならない。

(7) 労働者階級を即自的、対自的と二重性においてとらえる（村串仁三郎『賃労働理論の根本問題』、時潮社、一九七五年、第一章参照）ときに、その正否を判断するには、労働者階級の即自的把握の内容が要件をなしている。「労働者階級を生産関係の面から即自的にとらえた」内容が、「経済的諸条件がまず第一に国民大衆を労働者に転化させたのであった。資本の支配が、この大衆のために、共通の一地位、共通の諸利害関係をつくりだした。かくしてこの大衆は資本にたいしてはすでに一個の階級である」（マルクス）ということであり（同上、二〇—二一頁参照）、即自的なものから対自的なものへと発展する論理が、「大産業がたがい一面識もない多数の人間を一所によせあつめる。競争が、彼らの利害関係をまぢまぢにする。しかし、賃金の維持が、主人たちに対抗して彼らをもつこの共通利害関係が、反抗という同一の考えで、彼らを結合させる」（マルクス）というだけであるなら（同上、三三頁参照）、即自的なものとしてとらえられた内容に、以後の論理的発展の契機が本当にあるのかどうか。というのは、結局は、即自的、対自的という概念についてまずは共通の認識が必要とさえなるのではなからうか。それはともかく、労働者階級の即自的階級の対自的階級への発展について、社会構成と関連してさらに立ちいった説明がなされるべきであろう。

「市民社会」の一成員であるプロレタリアを、プロレタリアとして、したがって階級としてとらえるためには、「市民社会」の経済学的分析を必要とする。そして、この経済学としての分析は、資本と労働（力）との関係、その交換関係の分析にほかならない。マルクスは、商品交換関係の分析において、資本と労働（力）との交換過程を分析し、労働の領有法則の転回について論究することによって剰余価値概念を明らかにした。そして、絶対的剰余価値概念を説明することで労働日をめぐる資本家と労働者の闘争の必然性を、相対的剰余価値概念を明らかにすることによって機械と労働者の競争を、したがって、まずは資本主義的生産手段の特定の形態への労働者の叛逆と、やがてその物的生産手段の社会的利用形態への叛逆への転化とが生じることを明らかにした。労働日

をめぐる闘争、物的生産手段の資本家的利用形態への叛逆は、直接には労働日の延長や機械との競争の結果として生じる労働者の窮迫が契機となる。窮迫が闘争や叛逆の契機であったにしても、労働者の闘争や叛逆によって労働権がブルジョア社会で権利として法認されるとき、それらは常に法的秩序の意思たることの範囲を踏み越えることはできない。標準労働日の制定、婦人・児童労働の保護の国家による承認は、労働日にたいする主張が資本家と労働者の双方にとって商品交換の権利にもとづくこと、したがって双方の権利の衝突にたいする調整として、また、婦人と児童の労働の規制が、機械と大工業が資本主義的生産の独自の生産様式として定立することにもとづいて、したがって古い家族制度と家族関係を破壊し、資本の搾取材料をその独自の生産様式に照応する形で増加させるためになされる。このように、そこでの権利は、法認された権利としてはブルジョア社会の法秩序の意思を踏みこえるものではない。

ところで、社会的生産の発展は、労働についてもその社会化を深めさせる。生産という概念は、労働の社会化を媒介にして拡張される。すなわち、商品交換関係のもとで生産概念の拡張は現実化する。それとともに、他方で、生産概念は資本にとって狭くなり、剰余価値を生むことが資本主義における生産概念の内容となる。そこでは、資本の増殖に役立つ労働者だけが生産的な労働者である。この生産的労働者の概念は、「単に活動と効果との関係、労働者と労働生産物との関係を包含するのみではなく、労働者を資本の直接的価値増殖手段となすところの一の特殊社会的な、歴史的に成立した生産関係をも包含する」(前掲『資本論』第三分冊、三三七頁)ゆえ、生産的労働者であること自体が不幸となる。労働者とその労働力の価値の等価だけを生産した点をこえて労働日を延長し、そこに生じた剰余労働の資本による領有(=絶対的剰余価値の生産)こそ、資本主義体制の一般的基礎であり、

相対的剰余価値生産の出発点をなす。「絶対的剰余価値の生産は、労働日の長さのみを軸として廻転する。相対的剰余価値の生産は、労働の技術的過程及び社会的人员配列を徹底的に変革する」（同上、三三七頁）。この剰余価値の資本による領有過程において、絶対的剰余価値生産では資本への労働の形式的従属が、相対的剰余価値生産では実質的従属があらわれる。この、絶対的剰余価値と相対的剰余価値の区別は、資本主義的生産様式が確立し一般的生産様式となつてしまえば、無差別の外観とは異なつて、剰余価値率を高めることが問題となるかぎりただちに感知されるようになる。いま、労働力の価値どおりの支払を前提にすれば、労働の生産力と標準強度を所与とすれば労働日の絶対的延長によつて、他方、労働日の限界のもとでは労働日の構成部分である必要労働と剰余労働との相対的な量的變動で、それゆゑ労働の生産性または強度の變動を前提して剰余価値率は高められる。ここにおいて、労働力の価格と剰余価値との量的関係が問題になり、この関係のもとで労働賃金は成立しながら、生きた労働ではなく、労働力の価値ないし価格の転化したものとしてあらわれ、この労働賃金形態で、搾取は隠蔽され、表面では商品交換の法則は貫徹されることによつて、商品交換の法則から派生する所有権を基礎にして展開する近代法体系のもとで、資本と労働（力）の関係をふくめた秩序が成立することになる。⁽⁸⁾

(8) 労働が商品として市場で売られるためには、売られる前にそれは存在していなければならない。だが、もし労働者が労働に独立の存在を与えることができるとすれば、売るのは労働ではなく商品でなければならない。こうした矛盾を別にしても、貨幣と生きた労働が交換されるとすれば、「まさに資本主義的生産の基礎の上で初めて自由に発展する価値法則を廃止するか、或いは、まさに賃労働の上に立つ資本主義的生産そのものを廃止する」（前掲『資本論』第三分冊、三八一頁）ものであらねばならない。それゆゑ、労働力概念を媒介にしてのみ問題はとかれうる。

三 国家と労働者階級

「市民社会」の概念は、『ヘーゲル法哲学批判序論』（一八四三年）から『共産党宣言』（一八四八年）にいたるマルクスの一連の著作の中で深化させられた。⁽¹⁾この「物質的な生活諸関係 (materielle Lebensverhältnisse)」の「総体 (Gesamtheit)」としての「市民社会」が経済学によって分析される。しかし、この経済学としての分析にとりて、法律諸関係による秩序、したがって、国家は捨象されるべきものである。⁽²⁾経済関係と国家とは、生産形態が、法律諸関係による秩序、したがって、国家は捨象されるべきものである。経済関係と国家とは、生産形態が、いずれもそれ自身の法律諸関係、統治形態などを生み出すことのために、その両者の有機的關係をもつものであることが示される。

(1) 藤野渉氏の要約にしがえは、その内容は、「(一)従来あらゆる歴史的段階上に存在する生産諸力によって条件づけられた、またこの生産諸力を条件づける交通形態、諸個人の物質的交通全体であり、あらゆる歴史のほんとうのかまどであり現場であり、いつの時代にも国家および観念論的土台をなしているものであり、(二)エゴイズムの領域、類的存在者としてではなく私的人間としての個人たちの社会、人間と共同体から分離されたモナド的エゴイストの人間の社会、であり、(三)フランス革命とナポレオン以後、ブルジョアジーによってポジティブに代表される、階級社会としてのブルジョア社会である」(『マルクスにおける市民社会の概念』、雑誌『思想』岩波書店、一九七六年四月号所収、七九頁)。

(2) マルクスがいうには、「生産とはすべて、ある一定の社会形態の内部で、またその媒介によって、個人の側からする自然の領有である。だから、所有 (領有) が生産の一条件だというのは、同義反復である。また、司法・警察などによるその所有の保護ということは、生産形態と法律諸関係とを「偶然的な形で相互に關係させ、ただの反射関連」しかみないことである。生産がうまくいくのは、司法・警察などによる保護ではなく、経済的「強者の権利 (Recht)」によるのであって、「生産のある一点の段階に照応する社会状態がはじめて発生するばあい、またはそれ

がすでに減じようとするばあい」に、その程度と影響はさまざまだが、おのずから生産の攪乱が生じるのである。(前掲『経済学批判要綱』I、九一—一〇頁参照)。

したがって、法秩序は経済関係そのものによって与えられるとはいえず、「ひとたび成立した経済関係は、法的関係によって秩序化することによってしか、健全な発展が望めない」(前掲『賃労働理論の根本問題』、一五一—二頁)というとき、それが、たとえば「労資の矛盾」によって、「労働力の商品の合法的な展開も法秩序によって保障する必要が生まれる」というならば、「商品の合法的な展開」とは「自由な商品交換」ということではなく、経済学としてはそこからは何ものも結論することのできない当初の前提ではなかったのか。また前提されたことによって国家は捨象しえたのではなかったのか。ブルジョア革命による「市民社会」の「政治社会」すなわち国家の形式的分離こそ、経済学的分析のための前提であったのである。

ブルジョア革命が成立すると、旧来の政治的特権は廃止され、政治的諸権利の平等が確立する。ここにおいて、所有者あるいは非所有者の姿態から分離された「公民(Citizen)」という姿態をとることによって、すなわち、「非政治的な区別」(K・マルクス「ユダヤ人問題のために」、『ヘーゲル法哲学批判序論』国民文庫版、二八八頁)を無視し、人民の一人一人を「人民主権の均等の分限者」(同上、二八八頁)と公言し、現実の人民的生活の特殊な諸要素を前提しそれらを超えたところのみ、国家は普遍性として己れを制定するのである。こうして、政治的国家が真に完成したところでは、人間は「政治的共同体」における生活と「市民社会」における生活の二重の生活をいとむことになる。すなわち、「公人と私人への人間の分裂」(同上、二九二頁)にほかならない。この分裂において、「政治的国家」と「市民社会」の形式的分離が成立するのである。

「政治的国家」が、政治的国家として市民社会から分立する時代、「人間的自己解放が政治的自己解放の形式を採って完遂に向っている時代には、国家は宗教の廃棄にまで、宗教の絶滅にまで、進んでゆくことができるし、

またいかにざるをえないのであるが、ただし、そこまでいくということは、国家が私的所有の廃止にまで、最高価格にまで、さらにいかなれば生活の廃棄にまで、ギロチンにまで、いくようなことでしかない。特別な自負の瞬間瞬間においては政治的生活はその前提である市民社会とその諸要素を押し潰して、己れを人間の現実的な、矛盾のない類生活として定立しようと努める。しかしそれがそうできるのは唯、それ自身の生活諸条件の強引な否認によってのみであり、革命を永続的と宣言することによってのみなのであって、それゆえに政治的ドラマはあたかも戦争が平和でもって終ると同様に必然的に、宗教の、私的所有の、市民社会のあらゆる要素の、復活をもって終る」(同上、二九二―三頁)のである。「公人と私人への人間の分裂」は、このような意味で、政治的解放の完了であって、宗教の、私的所有の、市民社会の諸要素の揚棄でもなければ、揚棄しようとするものでもない⁽³⁾。

(3) マルクスは、「完成された国家が国家の普遍的本質のうち存する欠陥のゆえに宗教をその諸前提の一つとする」か、それとも「未完成の国家がその特殊な在り方のうちに存する欠陥のゆえに、欠陥のある国家として、宗教をその土台と宣言する」かに大きな差異をおき、後の場合には宗教は「不完全な政治」となり、前の場合には「完成された政治の不完全さそのものが宗教においてあらわれる」という(前掲「ユダヤ人問題のために」、二九四頁)。戦前の天皇制国家の理解にとって、このマルクスの指摘は、一つの重要な示唆をあたえるものである。

ところで、所有者と非所有者との矛盾は、いまや、「政治的国家」と「市民社会」の形式的分離のもとで、国家生活上「現実的権力をもつ者と形式的諸権利だけを享受する者の矛盾」(ルチアーノ・グルッピ、宮川中民¹¹佐藤紘毅訳『マルクス主義国家論』(上)、現代の理論社、一九七一年、一二七頁)としてあらわれる。「市民社会」における「公人と私人への人間の分裂」は、国家権力と権利との対抗として具体化し、近代法の体系はまさにこのような

ものとしての対抗を内包するものである。「公人と私人への人間の分裂」は、ブルジョア社会において、「公民の権利(droits du citoyen)」と、それから区別された「人間の権利(droits de l'homme)」、「市民社会」の成員、「エゴイストの人間、人間からまた共同体から切り離された人間、の権利」との分裂・対立としてあらわれる。近代法の体系は、この分裂し対立する権利を反映して体系を形成するものといえよう。このばあい、「市民社会」の成員であるような人間は、「非政治的人間」として必然的に「自然的人間」としてあらわれる。けだし、自覚的な活動は政治的行為へ集中するからである。いまや、エゴイストの人間は解体した社会の受動的な、自然的な対象となり、政治的革命は市民的生活をその構成部分へ解体したが、これら構成部分そのものを変革して批判に付することはしない。それゆえ、政治的革命的「市民社会」にたいする関係は、「あたかもその存立の基礎にたいするごとき関係、何かそれ以上には基礎づけられていない前提にたいするごとき関係、それゆえにその自然的土台にたいするごとき関係」である。それゆえ、「市民社会」の成員であるような人間こそ本来の人間であり、政治的人間はつくりものの、しかし精神的意味での人格として人間となる。⁽⁴⁾そして、あらゆる解放は人間界を、世の中のあり方を人間そのものへ引きもどすことである。人間的解放が成就するのは、「現実的な個体的人間が抽象的な公民を己れがうちへ取り戻し、個体的人間として彼の経験的生活のなかで、彼の個人的労働のなかで、彼の個人的境遇のなかで類的存在者」となり、「人間が彼の『固有の力』(forces propres)を社会的な力とみとめてこれを組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力において己れから分離することをしないとき」⁽⁵⁾においてである。しかし、この人間的解放が、労働者の人間的解放によってのみ果たされうるといふところこそ、労働権を問題にし労働者主体を論究することの意味である。ブルジョア社会において、労働権を主張す

ることは、それゆえに政治的な力の姿においてなされざるをえない。そして、政治的な力の姿において主張される労働権は、その姿において近代法の体系を制約するが、それと同時に労働権にたいしてこれを法的に制約することにもなる。この相互の制約の関係こそが、労働法制上の社会的論点をつくりだして行くのである。

(4) 前掲「ユダヤ人問題のために」、三二—二頁参照。

(5) 同、三二三頁参照。

「公人と私人への人間の分裂」の揚棄が、政治と経済の形式的分離の揚棄であるとすれば、「社会構成体 (Gesellschaftsformation)」の場に、問題は移される。すなわち、この「人間の分裂」は、「市民社会」の敵対的構造にもとづき、この敵対的構造が「一定の生産様式に固有の経済的基礎に内在する」(ルイ・アルチュセール)エチエンヌ・バリバール、権寧 || 神戸仁彦訳『資本論を読む』、合同出版、一九七四年、二九三頁)ものだとすれば、生産様式分析から始めねばならない。この生産様式分析で、経済的構造と「社会構成体」との間の一つの関係が明らかにされうるし、対立、闘争の場としての「社会構成体」が把握されうる。⁽⁶⁾このばあい、生産様式をどのように論究するかが、「社会構成体」論を構成するうえできめ手になる。それゆえに、われわれは労働から始め、私的所有の成立と労働の領有法則の転回を論究してきた。

(6) E・バリバールは、資本主義的生産様式を理解するに当って、(1)労働者(労働力)。(2)生産手段。(3)剰余労働を領有する非労働者の諸要素の、所有と現実的領有の二つの関係において一つの結合となるという理解を示し、「すべての生産様式の構造に付属している二つの関係に応じて変化するこれらの要素の結合によって、さまざまな生産様式を再構成する」のである。こうして、社会構造のすべての水準が、「それ自体、複雑で種別的な諸結合 (Verbindungen) の形態」としてとらえられ、それは「生産の社会的関係と同じく、当事者の主体間の関係の姿ではなく、考察された

過程の諸機能に従属する特殊な社会諸関係を含んでいる。この意味で厳密に政治的社会関係またはイデオロギイ的、社会關係が取り上げられるであろう」という（前掲『資本論を読む』、「時代区分から生産様式へ」参照）。

「公人と私人への人間の分裂」は、近代法の体系における近代的公法と近代的私法との構成として反映する。

この公法と私法との関係は、「近代国家と市民社会との関係に照応」（川島武宜『所有権法の理論』、岩波書店、一九四九年、四〇頁）するもので、「市民社会」は近代国家の権力と本質的に敵対するものではない。だから、「公法と私法との分裂と対立は、資本制社会における全社会関係の起点としての所有権の私的性質と自由（個別的存在的段階における構造）およびその発展としての強制と必然性（總的存在の段階における構造）との分裂と対立とに照応するものであり、したがって両者は対立するとともに対立していない」（同上、四〇頁）のである。しかし、ブルジョア社会の「政治的国家」が、「市民社会」の敵対的構造に規定され、国家の階級的性格が露呈してくると、国家と市民との関係は、主体的な権利と義務の関係として、社会諸階級の権利と義務の内に具体的にあらわれるようになる。⁽⁷⁾したがって、法的主体としての労働者主体は、自からにおける権利と義務との関係のうちに、国家と労働者との関係を示すものとなる。他方で、法的主体としての労働者は、近代法の体系のもとで、社会的結合から解体された個人としてのみ権利あるいは義務主体となりうるに過ぎない。もし、この権利が集団のものとして主張されるときに、「現実的な個体的人間が抽象的な公民を己れがうちへ取り戻し」えていないとすれば、その主張は政治的であるがゆえに、この権利は階級の権利としては所有権からくる制約をもっている。この制約こそ、今日労働関係について労働法制上おこる問題の遠因ともなる。⁽⁸⁾そこで、ブルジョア社会において、この「人間の分裂」に根ざす民主主義の制約を明らかにしようとするれば、「市民社会」レベルでの疎外を、具体的に

は資本主義的生産様式の分析からはじめて、国家レベルの疎外までの解明を必要とする。疎外の問題は、「私的所有の本質をあげ、また階級対立、搾取、人間にたいする社会的諸関係の支配などの歴史的必然性と一時的性格をあげてください」(オイゼルマン、服部文男Ⅱ大谷孝雄訳『マルクスの「経済学・哲学手稿」』、青木書店、一九七六年、二頁)ことに役立つことを確認しておくことも必要である。とくに、「社会構成体」論にとって、今日の理論水準からすれば、なお、一定の重要性を確認できるといふことである。

(7) 川島武宣氏は、「近代的所有の歴史的形態・構造のうちに、資本制社会の経済的社会的構造が反映している」とし、商品と交換の論理から、私的所有権・契約・人格という三つの基本的カテゴリーを明らかにされる。その上で、この基本的カテゴリーによって、商品交換の規範関係を構成し、これを全法規範体系の基本的カテゴリーに転回させて近代法体系を把握される。このばあいの法的カテゴリーの成立は、「資本論」の論理からすれば、「呪物性」の問題であり、領有法則の転回について厳密な理解を必要とする。そうでなければ、法的カテゴリーとしての成立は説かれえないだろう。

(8) 労働基本権と市民的権利(Ⅱ自由)との関連など、この問題は、結局は労資関係の法制的枠組みについて論究する上で必要な論理をなす。

ここでは、疎外の経済学的内容を、それが政治的・精神的に現われる過程を明らかにすればよい。そこで、資本と労働(力)の関係は、私的所有の発展の最高段階を示すところの資本による労働の支配の解明のために、資本と労働(力)の交換として分析されればよい。なぜなら、すでに資本の成立が前提され、剰余価値生産と賃金が明らかにされた上では、労働の領有法則の転回は、資本と労働(力)の交換関係を分析すれば足りるからである。交換関係自体は法的関係として、その分析からは何んの結論も引きだせない。しかし、資本と労働(力)との交換では、「所有権は、一方では他人の労働を領有する権利に転回し、他方では自己の労働の生産物と自己の

労働自身とを、他人に属する価値として侵してはならない義務に転回する」(前掲『経済学批判要綱』Ⅱ、三九三頁)のである。所有権ということで法的に云い表わされていた本源的な手続としての等価交換は、一転して一方ではただ仮象上の交換であるに過ぎなくなる。所有権は、本源的には自己の労働のうえにうちたてられたものとして現われていたのに、いまや「所有は、他人の労働にたいする権利として現われ、そして労働が自己の生産物をわがものとするこの不可能として現れる」(同上、三九三頁)。所有と労働、いなむしろ富と労働との完全な分離が生じることになった。すなわち、賃労働が基礎になるや、商品生産の所有法則は資本主義的取得の法則に変転するのである。⁽⁹⁾この転回の過程を論究することによってのみ、法的カテゴリーとしての権利や義務を真に科学的に確定しうることになる。

(9) 前掲『資本論』第一部、第七篇、第二章、第一節参照。

また、資本と労働(力)との交換は、生きた労働と対象化された労働との交換であって、社会的労働を資本と賃労働との対立形態で措定することは、「価値関係と価値に立脚する生産の最後の発展」(前掲『経済学批判要綱』Ⅲ、六五三頁)を意味する。すなわち、生産の前提は、直接的労働時間の分量、充用された労働の量なのだが、機械と大工業の発展によって、現実的富の創造は、労働時間と充用された労働の量よりも労働時間中に動員される諸作用因の力に依存するようになる。生産における生きた労働の、したがって労働者の役割の変化、いかえれば労働者自身の一般的生産力の領有が生産と富との支柱として現われるようになる。これは、他人の労働の窃盜が富の基礎になっていることと比べて、はるかに大きな基礎をなしている。こうして、「直接的形態での労働が富の偉大な源泉であることをやめてしまえば、労働時間は富の尺度であることをやめ、またやめざるをえない」

(同上、六五四頁) ようになる。

つぎに、資本と労働(力)の関係は、この関係の再生産される過程を明らかにしなければならない。この過程は資本の蓄積過程として分析される。そこでは、資本主義的蓄積の「敵対的性格」が、本源的な手続きとしての等価交換の否定的結果を証明したことによって、その等価交換の法的表現である所有権への制肘を生みだす。しかし、この制肘は、近代法の体系を形成するとしても、この体系のうちに「市民社会」の内部の対立を全面的に解決しうるものではない。この限界は、「政治的国家」の危機を媒介にしてやがてブルジョア社会の民主主義そのものの限界を露呈するであろう。ブルジョア民主主義の限界が露呈するとき、政治的過程としてはつまるところ労働者階級による権力の奪取でしかありえない。⁽¹⁰⁾それはまた、「プロレタリアートを支配階級に高めること、民主主義をたたかいること」(前掲『共産党宣言』、五四頁)にはかならない。

(10) ブルジョア社会においては、国家はそれ自身が呪物であるが、それは「市民社会」の経済学的解剖を通して、国家における疎外をなくす主体と疎外の物質的根拠を説明し、それによって、すなわち、私的所有における呪物性を暴露することによって、ブルジョア国家の批判・超克の道筋が把握されうる。ここで、疎外範疇をもちだすことは、『国家批判』における『疎外』範疇は、人間・一般の抽象的『疎外』一般ではなく、なによりも特殊な階級の『疎外』とその根拠をなす私的所有という本質的契機から規定される(景山日出弥『国家イデオロギー論』、青木書店、一九七三年、九八頁)からである。

「市民社会における敵対関係の公式の要約〔公的表現〕」(K・マルクス『哲学の貧困』、『マル・エン全集』第4巻、一八九頁)としての政治権力は、この政治権力において、諸階級の政治的解放の、また、それを通じて人間的解放の現実を表現している。それゆえ、「人間の分裂」の揚棄の過程は、ブルジョア社会における「政治的国家」

の国家メカニズムの構造を媒介にした政治権力の分析によって把握される。つまり、政治権力を、その組織と実現の形態として把握し、疎外範疇を媒介に、ブルジョア民主主義の限界を明らかにすることができる。そしていまや、資本主義的生産と所有関係のもとで、労働者主体において労働権が法・制度体系のもとでもつ権利と義務の関係のうちに、国家と「市民社会」の対立が示される。それゆえに、人間の完全解放が、何よりも労働者による政治権力の奪取によらねばならないことが示されるのである。

(11) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所、藤田勇監訳『マルクスレーニン主義国家・法的一般理論』（基本的制度概念 上）、日本評論社、一九七三年、第六章参照。